

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

皆野町長 黒澤栄則

市町村名 (市町村コード)	皆野町 (11362)	
地域名 (地域内農業集落名)	戦場・土京区 (戦場、土京)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】

認定農業者1名(法人1名)

主な作物:ぶどう

【地域農業の現状及び課題】

- ・農業だけで生活するのは難しいので特産品やブランド化等付加価値をつける必要がある。
- ・小規模の農家が多く、支援できる体制が必要。
- ・新規就農者を確保するには、農業だけではなく、総合的に考えて、町の魅力を上げる必要がある。
- ・現在の畑以外の規模拡大は難しい。
- ・農家に対する技術指導を行う体制が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新規就農者の確保のために、新規就農者相談や担い手育成塾等を用いて支援していく。
- ・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。
- ・主要作物については地域の農業からぶどうを中心として、生産等の支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

観光農園等のぶどう園の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者などの担い手及び新規就農者・兼業農家へ農地の集積・利活用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用のために情報発信に努め、継続的な活動を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備事業の活用予定はないが、農業者等の意向や農地の現状を把握しながら、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
皆野町や埼玉県(秩父農林振興センター)、埼玉県農林公社、JA、農業委員会、関係団体などと連携しながら、経営体の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、地域の現状を把握しながら検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①戦場・土京地区ではアライグマやカラスなどの有害鳥獣による農作物被害の報告があげられており、防護柵・電気柵の設置について補助金を交付して被害の軽減を図っている。またアライグマ捕獲従事者養成研修会も開催しており、農作物被害が拡大する前に早めの有害鳥獣被害対策を講じていく。